

第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（書面開催） 開催結果（概要）

令和3年8月12日（木）に開催を予定していた標記会議は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を鑑み、書面開催とさせていただきます。

<協議事項>

1 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床機能再編支援補助金）の活用希望について

<協議結果>

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議としての下記意見（案）について、委員の過半数から承認を得た。

意見（案）

白坂病院及び松山クリニックの病床削減はいずれも慢性期病床の廃止であり、鹿児島保健医療圏において過剰である慢性期病床の減少につながる。

については、鹿児島保健医療圏における地域医療構想の実現を目的とした病床機能再編と認められるため、単独支援給付金の事業対象となる。

※ 上記意見を、県担当課へ提出した。（令和3年8月19日）

2 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

<協議結果>

下記変更（案）について、委員の過半数から承認を得た。

変更（案）

病床の医療機能を変更予定の医療機関の取扱い（鹿児島保健医療圏）について、以下のとおり変更する。

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」、「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め、協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。